

用 語 の 解 説

表番号	用 語	解 説
1 表～ 4 表	登録免許税	登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）の別表に掲げる一定の登記・登録について課税される国税をいう。
5 表 6 表	登記事項証明書（所有不動産記録証明書を除く。）の交付等	登記手数料令（昭和 24 年政令第 140 号）第 2 条から第 7 条まで、第 9 条から第 11 条まで及び第 13 条に規定する登記事項証明書の交付等の登記簿等の公開に関する事務に係る手数料をいう。ただし、所有不動産記録証明書の交付に係る手数料を除く。
(5 表のみ)	所有不動産記録証明書の交付	登記手数料令第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項に規定する所有不動産記録証明書の交付に係る手数料をいう。
	支局における公証事務	公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 8 条に規定する法務局又は地方法務局の支局に勤務する法務事務官が公証人の職務を行なった場合の手数をいう。